

「農業・農協改革」に関する請願書

1. 請願要旨

安全・安心な食の安定供給を確保するためには、地域農業を振興し農家を維持・育成していくことが必要です。

そのためには、農家の所得向上を目指す必要があり、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが、最も効果的であり効率的です。

ついでには、次期通常国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」において、以下の点にご留意のうえ、現場の意見を反映するよう、国への意見書を提出いただきたく請願致します。

- (1) 組合員個人の出資による協同組合であり、地域住民の重要な社会生活基盤ともなっている民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等をおしつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないことを願います。
- (2) 農家組合員の営農と生活をサポートするため、JAは営農・経済・信用・共済等の総合事業を行っている。営農指導等の事業や地域防犯活動等の地域貢献は、信用や共済事業の利益の一部を活用しながら行っていることから、信用事業の譲渡等一部の事業を強制的に分離しないことを願います。

2. 請願理由

平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政・関係機関・JAグループが一体となって取り組みを始めた矢先です。

政府は6月24日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化・独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討にあたっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価したうえで、JAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

J Aは、水田農業をはじめ、行政と連携して農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等に取り組んでおり、地域の農業の発展に貢献しております。

今後の政府による「農業・農協改革」の進め方如何では、J Aの機能が発揮できなくなる可能性があり、農業者に対する多大な影響が懸念されます。

以上の理由により、この請願を行うものです。

地方自治法第 124 条の規定により上記のとおり請願書を提出します。

平成 26 年 11 月 17 日

太宰府市議会議員 橋本 健 様

請願者

郵便番号 〒818-8642

住所 筑紫野市杉塚三丁目 3 番 10 号

氏名 筑紫農業協同組合

代表理事組合長 藤 政行

電話 092-924-1311



郵便番号 〒818-8642

住所 筑紫野市杉塚三丁目 3 番 10 号

氏名 福岡県農政連筑紫支部

支部長 八尋 洋一

電話 092-924-1313



「農業・農協改革」に関する意見書（案）

平成 26 年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市長村行政・関係機関・JAグループが一体となって取り組みを始めた矢先です。

政府は 6 月 24 日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のために JA の機能強化・独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討にあたっては、これまで JAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正当に評価したうえで、JAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

加えて、農業委員会の改革および農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう、慎重な検討が必要と考えます。

今後の政府による「農業・農協改革」の進め方如何では、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業をはじめとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されます。

地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びに JAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが、最も効果的であり効率的です。

については、国におかれましては、今後、想定される農協法の改正など次期国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」にあたっては、下記の事項に留意するようお願い致します。

- (1) 農業協同組合の見直しについては、拙速な判断をさけ十分に議論を深め、慎重に検討をすすめることを願います。
- (2) 農業者や農業団体など現場の意見及び地域の実情を十分に踏まえて、政策に反映させることを願います。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

平成 26 年 月 日

福岡県太宰府市議会議長 橋本 健

衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
農林水産大臣 西川公也 殿
内閣府特命担当大臣 有村治子 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿